排水設備等工事責任技術者　申請に関する注意事項

1　申請書について

新規に申請する場合、登録番号欄は記入不要です。

2　添付書類について

【新規の場合】

(1) 住民票の写し（市町村で発行する用紙そのものをいいます。コピーは不可です。）

(2) 責任技術者認定試験に合格したことを証する合格証 又は 更新講習受講終了証 のコピー

(3) 誓約書（条例施行規則第１６条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類）
※誓約書の内容を確認し、住所・氏名・日付を記入してください。

(4) 写真（申請日から３月以内に撮影した上半身・脱帽のもの、縦３cm×横２．５cm）２枚
※カラー写真、白黒写真どちらでも結構です。責任技術者証に貼付する写真ですので、写りの良くないものに関しては撮り直しをしていただきますのでご注意ください。
なお、**写真は２枚とも裏面に氏名を書いてください。**

【更新の場合】

(1) 住民票の写し（市町村で発行する用紙そのものをいいます。コピーは不可です。）
※更新前後で住所・氏名に変更のない方は住民票の写しを添付する必要はありません。

(2) 更新講習受講終了証のコピー と 排水設備等工事責任技術者証のコピー

(3) 誓約書（条例施行規則第１６条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類）
※誓約書の内容を確認し、住所・氏名・日付を記入してください。

(4) 写真（申請日から３月以内に撮影した上半身・脱帽のもの、縦３cm×横２．５cm）２枚
※カラー写真、白黒写真どちらでも結構です。責任技術者証に貼付する写真ですので、写りの良くないものに関しては撮り直しをしていただきますのでご注意ください。
なお、**写真は２枚とも裏面に氏名を書いてください。**

3　登録申請手数料（登録申請手数料は証受取時に納付してください。）

(1) 新規　１，０００円

(2) 更新　　５００円

4　受付日時

(1) 新規　常時

(2) 更新　令和９年１月６日（水）　～　令和９年１月 19 日（火）　（土日祝日を除く）
午前８時３０分　～　午後５時１５分

5　受付場所

田辺市役所環境課
（田辺市東山一丁目５番１号　田辺市役所本庁舎３階６番窓口　電話 0739-26-9927）

6　責任技術者証の受け取りについて

(1) 新規　受付時に別途ご案内します。

(2) 更新　令和９年１月 26 日以降に、田辺市役所環境課（田辺市役所本庁舎３階６番窓口）にてお渡しします。各行政局でのお受取りを希望される場合は、登録申請書提出の際にお申し出ください。

田辺市特定環境保全公共下水道条例施行規則(抜粋)

(責任技術者)

第 14 条 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 条例第 10 条第1項の検査の立会い

2 排水設備工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(被登録資格)

第 15 条 市長が指定する試験(以下「試験」という。)に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格(以下「被登録資格」という。)を有するものとする。

2 被登録資格の有効期間は、試験に合格した日(以下「合格日」という。)から起算して5年を経過する日以後の最初の3月 31 日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で当該有効期間を延長することができる。

3 被登録資格の有効期間の満了後も引き続き被登録資格を有しようとする者は、市長が指定する更新講習(以下「更新講習」という。)を修了しなければならない。

4 更新講習を修了した者の被登録資格の有効期間は、当該更新講習を修了した日(以下「修了日」という。)から起算して5年を経過する日以後の最初の3月 31 日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で当該有効期間を延長することができる。

5 第2項ただし書又は前項ただし書の規定により被登録資格の有効期間の延長を受けた者で当該延長された期間の満了日前に更新講習を修了したものの被登録資格の有効期間は、同項の規定にかかわらず、修了日から起算して5年から当該延長を受けた期間を控除した期間を経過する日以後の最初の3月 31 日までとする。

(責任技術者の登録)

第 16 条 責任技術者の登録を受けようとするものは、公共下水道排水設備等工事責任技術者登録申請書に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、責任技術者の登録を受けることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ないもの

(2) 試験の合格又は責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、責任技術者を登録するときは、当該申請者に公共下水道排水設備等工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)を交付するものとする。

(責任技術者の責務等)

第 17 条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施行(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員その他関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、第 20 条第1項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに責任技術者証を市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を市長に返納しなければならない。

(登録の有効期間)

第 18 条 責任技術者としての登録の有効期間は、登録の日から被登録資格の有効期間の末日までとする。

(登録の更新)

第 19 条 責任技術者は、前項の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、当該有効期間の満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(登録の取消し又は一時停止)

第 20 条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて登録の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則に違反したとき。

(2) その業務に関し不正又は不誠実な行為がある等市長が責任技術者として不適当と認めたとき。

(3) 試験の合格が取り消されたとき。

2 市長は、前項の規定による処分をしたときは、速やかに当該責任技術者に通知するものとする。